

## 【第1回横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会 議事録】

|       |   |
|-------|---|
| 日 時   | 平成17年7月27日（水）14：30～16：17  |
| 場 所   | 横浜市こころの健康相談センター 7階研修室   |
| 出席委員  | 菊地綾子委員、桑原寛委員、助川征雄委員、日浦美智江委員<br>米倉令二委員   |
| 欠席委員  | なし  |
| 事 務 局 | 衛生局福祉保健連携等担当部長、衛生局保健部精神保健福祉課長<br>衛生局保健部精神保健福祉課精神保健福祉係長<br>衛生局保健部精神保健福祉課施設等担当係長、担当職員 |
| 傍 聴 者 | 9名  |

### 次 第

#### 1 挨拶（衛生局福祉保健連携等担当部長）

#### 2 委員紹介

- ・50音順に各委員が自己紹介

#### 3 議事

##### (1) 委員長及び副委員長の選出

互選により、助川委員を委員長に、米倉委員を副委員長に選出

##### (2) 委員会の公開について

###### ⇒ 《事務局説明》

- ・ 「横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱」第7条において、委員会は公開とするが、委員会が必要と認める場合は会議の一部又は全部を非公開とすることができること、及び、委員会は選定の経過及び結果並びに会議の議事録を速やかに公表することが規定されていることを説明。

### 【審議結果】

- ・ 総論として公募要項の内容や評価の基準について審議する第1回委員会はすべて公開とすることに決定。
- ・ 第2回委員会のプレゼンテーション及びヒアリング部分は公開、第2回の書類審査部分と第3回委員会については、団体の個別評価に当たって個人情報や審査段階で外部に漏れては支障がある情報も含んだ議論が想定されるので非公開とすることに決定。

- (3) 指定管理者公募要項について
- (4) 指定管理者申請書類様式集について
- (5) 指定管理者選定評価採点表について

⇒ 《一括で事務局説明》

●利用実績について

**【審議】**

- ・ (3)の「指定管理者公募要項」の案に既存の4館の利用実績が載っていたが、このようなデータは非常に大切だろうと思う。評価をしていくときに新しく応募するところは既存のデータがない訳だが、その場合どのような取り扱いになるのか。

⇒ 《事務局説明》

- ・ この実績は既存4館の運営実態を示しているので、この数字を踏まえご提案いただければ、ひとつの具体的な提案になると考えている。

**【審議結果】**

- ・ (3)「指定管理者公募要項について」及び(4)「指定管理者申請書類様式集について」は原案どおり決定。

●指定管理者選定評価採点表について

**【審議】**

- ・ (5)の「指定管理者選定評価採点表」の5段階評価について、「非常に優れている5、優れている4、どちらでもない3」という表現があるが、3のどちらでもないというのはわかりにくい。「平均的である」という表記に改めたほ

うが良いと思うがいかがか。

#### 【審議結果】

- ・ 「平均的である」という表記に変更することに決定。

#### ●採点表の配点について〈「具体的事業実施方針」関係〉

##### 【審議】

- ・ 市精連が作業所及びグループホームの利用者を対象に実施したアンケート調査によると、地域特性を配慮した内容にしてほしいという意見がかなりあった。採点表中の事業計画に関する「具体的事業実施方針」の7番の係数は0.6と低いが1.0に上げたらどうか。
- ・ 係数のところで多少修正が出ると、配点の点数が100点を少し超えるが、その点は特に問題はないか。
- ・ 110点満点としても良いのではないか。
- ・ 係数を高くするのは良いが、ただ増やすだけだと、係数の意味がなくなる。どこかを上げたら、その代わりどこかを削るべき。7番は0.8で良いと思うが、その辺を私たちが考えなければいけない。
- ・ 「具体的事業実施方針」全体の中で、3点と7点のように、あまり点数が大きく開いているのは気にかかる。1番については新規に不利なので、係数が1.4というのは高すぎるのではないか。

#### 【審議結果】

- ・ 「具体的事業実施方針」7番の係数を0.6から0.8に上げ、1番の係数を1.4から1.2に下げることで決定。

##### 【審議】

- ・ 「具体的事業実施方針」の2番「精神障害者に対する入浴、食事その他のサービスの提供について」の係数は0.6だが、入浴に差はないと思うが、食事の提供は重要な部分なので、0.1でも上げるべきはないか。
- ・ アンケート調査によれば、食事は、JR等で特別乗車券が使えないので、交通費分が高くつき、なかなか行きにくいところもあるという地域性がある。
- ・ 「施設運営に関する計画」1番の「開館時間及び休館日の設定について」係

数が0.6と低く、他方、4番の「収支予算計画について」は1.6と非常に高い。地域特性を十分考慮すると、開館時間や休館日の設定は重要なので、1番を上げて、4番を少し下げてもどうか。

- ・ 4館とも、353日、12時間、開館しているのが現状なのか。また、開館時間はどうか。

⇒ 《事務局説明》

- ・ 開館時間は規則で定めているが、市が設置する公の施設であり、国基準が週5日で8時間のところを、広域的な対応のため、月1回の点検日以外は年末年始も含めすべて開館し、1日の開館時間は12時間である。全日開館しても、12日が現状より増やせる上限であり、また開館日を減らすことは目的に沿わない。開館時間、開館日の変更については弾力性が少ないと考え、係数を少なく設定した案としている。

現在は朝の9時から夜の9時までが開館時間だが、提案で、朝の10時から夜の10時までに変更したいという提案もあり得る。ただし、朝の9時から夜の10時までという提案の場合、要項にあるとおり、創意工夫でやってもらうこととなる。

- ・ 開館時間については原案の配点のままで良いと思う。現場でバリエーションをつけることは、あまりないと思う。

**【審議結果】**

- ・ 「精神障害者に対する入浴、食事その他のサービスの提供について」及び「開館時間及び休館日の設定について」の係数は変更しないことに決定。

●採点表の配点について〈「施設運営に関する計画」関係〉

**【審議】**

- ・ 4番の「収支予算計画について」の係数1.6は、少し高すぎると思う。事務局の意図は何か。

⇒ 《事務局説明》

- ・ 指定管理者制度導入にあたり、一般的には公の施設であっても民間企業の参入を前提としている施設があるが、生活支援センターは社会福祉施設なので非営利法人しか認められていない。しかし、効率的な運営を確保し、より質の良いサービスを提供することが指定管理者制度導入の趣旨なので、収支予算計画についてはしっかりした業務運営を確保するため、ウエイトを高くした案としている。
- ・ 「職員の勤務体制と組織図について」は、勤務体制がいかに効率的に組み立てられているかが収支予算計画にかなり影響する。353日をどのように回しているかは知りたい。運営で一番苦勞するのは、人の問題である。「施設運営に関する計画」の2番「職員の勤務体制と組織図について」の係数1.0を1.2に、4番「収支予算計画について」の係数1.6を1.4にすることで、勤務体制と収支予算計画との整合性がとれた計画かを見られるようにしたらどうか。
- ・ 職員の質の問題をどう担保するか、体制をどのようにするのが大切である。収支を合わせることも大切だが、こういった内容面を押さえていくためには確かに2番の「職員の勤務体制と組織図について」の係数1.0は低いと思う。

#### 【審議結果】

- ・ 2番の「職員の勤務体制と組織図について」の係数1.0を1.2に、4番の「収支予算計画について」の係数1.6を1.4に変更することで決定。

#### (6) その他

特になし。

※ 委員会の終了後、第2回委員会を平成17年9月21日(水)の午前9時から、第3回委員会を平成17年10月3日(月)の午後2時30分から、横浜市こころの健康相談センターで開催することを決定した。